

平成25年度
包括外部監査の結果報告書
(概要版)

一般廃棄物処理に係る事務の執行等について

豊田市包括外部監査人

公認会計士 湯本秀之

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

（1）外部監査対象

一般廃棄物処理に係る事務の執行等について

（2）外部監査対象期間

平成24年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部平成25年度

3 事件を選定した理由

豊田市一般廃棄物処理基本計画（平成20年3月策定）において、目標年度である平成29年度に基準年度（平成17年度）に対して燃やすごみの量を20%削減、埋めるごみの量を80%削減、資源化率（総資源化量／ごみ排出量）を35%とする目標を掲げ、市はその達成に向けて取り組んできている。その後5年が経過し、燃やすごみの処理量は減少しているものの中間目標数値には届かず、埋めるごみの量は中間目標値を3,000t以上超過し、また、資源化率も20%～25%で推移しているという現状がある。この原因がどこにあり、その原因の克服が将来可能なのかどうかは市民にとっても関心が深いものと思われる。

また、ごみ処理の中間処理施設の管理運営を単年度契約から複数年契約に変更しているが、その契約方式の変更による効果や選定手続の公平性についての検討が必要であるし、中間処理施設の効率的な運営に関しても検討を加えるべきものと思われる。さらに、ごみ収集を直営で実施するか委託とするかの選択や、有料である粗大ごみの手数料と処理コストとの関係について等も検討する必要がある。このように、市におけるこれまでのごみ処理対策の成果はどのようなものであり、平成29年度目標数値に向けての市の取組が効果的なものであるかどうかを検証することは意義が大きいものと判断し、特定の事件として選定する。

4 外部監査の方法

(1) 監査の視点

一般廃棄物処理に係る事務の執行等に関する主な監査の視点は次のとおりである。

- ① 一般廃棄物処理に係る事務の執行等が、関連する法令、条例、規則等に従い処理されているかどうかについて
- ② 一般廃棄物処理に係る事務の執行等が、経済性、効率性及び有効性を考慮して実施されているかどうかについて
- ③ 一般廃棄物の排出量等に関する現状分析やその対策が効果的・効率的になされているかどうかについて
- ④ 一般廃棄物処理に係る体制に合理性があるかどうかについて

(2) 主な監査手続

- ① 一般廃棄物処理に係る事務の関連書類一式の閲覧等を実施し、合規性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- ② 経済性、効率性等の検証のために、一般廃棄物処理に係る事務において、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対して質問及び調査、分析等を行った。
- ③ 必要と考えた施設等の現場視察を行った。

(3) 監査対象

ア 監査対象項目

一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）処理に係る事務の執行等を監査対象とした。

なお、一般廃棄物のうちごみを対象とし、し尿及び浄化槽汚泥を除いているのは、し尿及び浄化槽汚泥は昨年度の監査テーマであった下水道処理にも関連していること、また、処理の体系が異なっていることが理由である。したがって、本報告書の中では、一般廃棄物のごみのことを称している。

イ 監査対象部署

環境部を中心とした一般廃棄物処理の事務事業に係る部課等

5 監査テーマに対する市民の意見募集

包括外部監査のテーマについては、市が平成 25 年 4 月に広報とよた及び市ホームページを活用して、市民からの意見を募集したが、市民からの意見はなかった。

6 外部監査の実施期間

自 平成 25 年 6 月 27 日 至 平成 26 年 1 月 24 日

7 外部監査人補助者

公認会計士 6 名、日本公認会計士協会準会員 1 名、弁護士 1 名

第 2 外部監査の結果

監査結果のうち、合規性等についての指摘事項（指摘）は 3 件、経済性・効率性等に関して意見を述べた事項（意見）は 47 件であった。

1 一般廃棄物処理の計画関連

一般廃棄物処理基本計画等の記載について

ア 目標数値の年度別の明示について（意見）

一般廃棄物処理基本計画は、今後の 5 年間の中期計画の位置付けにあり、それに基づき年度ごとの実施計画がある。

一般廃棄物処理基本計画と年度の実施計画との整合性をより明瞭にするため、年度ごとの目標数値をとりまとめて記載されることを検討されたい。

イ 課題の抽出とその対応策の記載について（意見）

一般廃棄物処理基本計画においては、「第 2 章第 8 節課題の抽出」が記載され、

「第5章第6節計画実施スケジュール」において、その具体的な対策と実施スケジュール、後期（平成25年度から29年度）の重点対策、新規の対策等について詳細な説明がなされている。

「第2章第8節課題の抽出」の記載のところに追加して、「課題に対する対策については第5章第6節を参照する旨」を記載するか、あるいは、第5章第6節の後期（平成25年度から29年度）の重点対策を課題の後に記載するか等、課題と対策の対応が対比して見てとれるような記載の工夫を検討されたい。

ウ 改訂計画の目標数値の達成について（意見）

前期（平成20年度から平成24年度）を経過し、ごみ排出量（焼却対象燃やすごみ）の削減目標、資源化率の目標、最終処分量の削減目標と各実績数値を比較すると、いずれも実績値は中間目標数値を達成できていない。これを受けて、市は、目標数値を再検討し、改訂計画では目標数値を過去の実績に見合ったものに改定している。

目標実現に向けて、平成25年度以後の各年度の実績と目標との比較、目標未達に対する原因分析を年度ごとにとりまとめ、自己評価を行い、最終事業年度の目標を達成されたい。

2 ごみの収集及び運搬関連

（1）ごみの収集及び運搬に係る業務委託の活用について

ごみの収集及び運搬に係る業務委託の検討について（意見）

（ア）清掃業務課の人員構成について

清掃業務課に配置されている職員の数に近年変化はないが、技能労務職の採用を35歳以上に限定する市の基本方針により、職員構成については高年齢化が進んでいる。このような状況は、組織の維持発展にとって問題である。

（イ）直営で実施する場合の費用について

ごみの収集及び運搬業務を直営で実施する場合は、業務委託よりも人件費が嵩む^{かさ}のが実情である。現状、収集車1台に従事する運転担当及び収集担当各1名の合計で、月額8万円程度の差があると考えられ、清掃業務課が運用する収

集車の台数を 64 台として単純計算した場合、年間 6 千万円程度の差が生ずるものと考えられる。

(ウ) 収集運搬体制に関する基本方針の策定について

今後可能な限り早期に、ごみの収集運搬体制について、直営を継続するか、業務委託を実施すべきかについて、必要な検討を行い、基本方針を策定すべきである。

(2) 豊田地区リサイクル資源回収運搬業務等の委託業務について

ア 代替業務提供の段階的な見直しについて（意見）

収集運搬業務のうち、豊田地区リサイクル資源回収運搬業務委託等 5 業務については、協同組合 A と随意契約にて委託契約を締結している。

これらの業務委託について、随意契約が採用されているのは、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（以下「合特法」という。）に基づく市長の決定を根拠として、し尿収集業者及び浄化槽清掃業者を支援するためのものである。ただし、下水道が 100% 普及することは事実上考えにくいことから、このままでは、随意契約による代替業務の提供を続けることになる。このような特例措置が継続することは、事務手続の透明性の観点からも問題がある。当該 5 業務については、代替業務とせず、競争入札を導入することを検討し、し尿及び浄化槽清掃業務については、業者の資格を市でチェックした後、業務量に応じて補助金を交付する等の方法を検討することが望ましい。

イ 随意契約の予定価格算定について（意見）

上記の 5 契約のうち、合併地区粗大ごみ収集運搬業務委託を除く 4 契約につき、予定価格の算定に際して、市は、人件費の単価として国土交通省の公共工事設計労務単価を用いている。

国土交通省資料によれば、賞与はこの労務単価に含まれているが、市では予定価格の算定上、比較対象とした職員給料の積算方法と同じ算式を使用しているため、結果として、賞与部分が二重に計上されている。

直ちに予定価格が過大であるとはいえないが、予定価格の算定方法をより合理的なものにすることが望ましい。

(3) 指定ごみ袋制度の運用について

自治区^{あつせん}幹旋販売制度の運営について（意見）

自治区に交付されるごみ袋配布事務費相当額を考慮すると、現状では、幹旋販売数が増加するほど市の財政負担が大きくなる。自治区幹旋販売制度の趣旨は、小売店以外からの入手方法を確保することで、市民の利便性を高めることであると考えられる。したがって、高齢者や遠隔地の在住者等、小売店での購入が難しい市民への行政サービスとして位置付け、幹旋の対象を絞り、幹旋販売数を減少させることが合理的であると考えられる。

(4) 環境保全手当の支給状況について

ア 運転手の環境保全手当の金額について（意見）

豊田市の、運転者に対する環境保全手当の支給水準は、近隣市に比較して相当高いといえ、金額設定に十分な合理性があるかを検討する必要がある。

また、運転者とそれ以外との間に2.5倍の差を設けているが、業務分担上それほど大きな差があるとは考えられず、2.5倍の差を設けることには十分な合理性を見出しにくい。

イ 運転手が地図作成等を実施する場合の取扱いについて（指摘）

現状では、運転手が収集用地図、配車表作成等の業務を主として実施する場合においても、日額2,500円の環境保全手当が支給されている。

その勤務日における運転業務の実施時間を詳細に把握していないため、豊田市職員特殊勤務手当規則（以下「特勤手当規則」という。）の定めに準拠した取扱いが行われていない。

そのため、運転業務の実施時間を把握できるように、その管理方法を改める必要がある。また、特勤手当規則に定める「ごみ収集における現業業務」の内容を再検討し、明確な定義付けを行う必要がある。

ウ 運転手及び環境員以外の職員の環境保全手当の金額について（意見）

現行の規定では、運転手及び環境員とそれ以外の職員で、環境保全手当の金額に差が設けられているが、基本的な勤務条件が同一であることを考えれば、金額

に差を設けることは合理的とはいえず、同一の金額とすることが望ましい。

(5) 粗大ごみ収集運搬業務について

ア 旭及び稲武地区の収集運搬に関する委託料について（意見）

旭及び稲武地区の粗大ごみの収集運搬事業については、現在、委託契約で運用されているが、合特法の関係で随意契約となっている。このため、その委託料が割高となっていないか検証した。

人口密度や世帯密度が低く、排出する年間の粗大ごみの点数が少ない旭及び稲武地区において、回収された粗大ごみ1点が負担する固定費部分の人件費が高くなることは仕方のない面もあるが、1点の粗大ごみを2,000円程度掛けて回収することの不合理性は拭えない。

豊田市全体の収集地区単位の見直しも含め、今後も継続して委託料の引下げについて努力されたい。

イ 高齢者ドライバーの運転の安全性確認について（意見）

現在、粗大ごみ収集車の運転について旧豊田市のみが60歳までの年齢制限を設けている。このため、年齢制限を設けていない足助等地区並びに旭及び稲武地区で粗大ごみ収集車を運転している高齢者ドライバーの安全面について市に質問した。

現状では、高齢者ドライバーについて特別な配慮を行っていないとのことであるが、粗大ごみ収集車という特殊車両を運転し、戸別回収のため複雑な道を通る必要があるという状況を考慮すれば、数年に一度、運転技能の確認を実施したり、ブランクのある運転手には訓練期間を設けたりするなどといった安全面での特別な配慮が必要である。

(6) 粗大ごみ処理手数料納付券収納事務委託について

粗大ごみ処理手数料収納事務委託料の契約単価について（意見）

粗大ごみ処理手数料収納事務委託料についてランダムに抽出した10の自治体と比較した結果、豊田市が一番高い水準であった。

粗大ごみ処理手数料収納事務委託料は、粗大ごみ収集が有料化された平成13年4月から見直しがなされていないが、委託業務開始時に定めた委託料をいつま

でも踏襲するのではなく、定期的に他の自治体の動向を見ながら、委託料を改定する機会を設けることを検討されたい。

(7) 粗大ごみ処理手数料について

ア 環境審議会の答申に基づく粗大ごみ手数料算出方法と現在徴収されている手数料の乖離^{かい}について（意見）

平成 23 年度に市の公共料金の見直しが行われているが、戸別収集の手数料については平成 13 年 4 月以後、自己搬入の手数料については平成 5 年 4 月以後改定がなされていない。このため、現在の粗大ごみ処理手数料が、平成 22 年度に行われた環境審議会の答申に基づいて適切に設定されているかを検証した。

戸別収集も自己搬入も現在の処理手数料は、環境審議会の答申より低く設定されており、特に、自己搬入の不足率が著しい。

市は環境審議会の答申を重視し、粗大ごみの処理手数料を適時適切に見直し、改定することを検討されたい。

イ 戸別収集に関する収集運搬費用に含める範囲について（意見）

平成 22 年度環境審議会の答申によると、戸別収集の利用者が負担する手数料は、粗大ごみの収集運搬により発生した費用の 3 分の 1 相当額となっているが、この収集運搬費の範囲について検討した。

現在、粗大ごみ収集受付費用ほかについては、市が実施すべき一般的な事務であり、収集するための経費ではないという理由で収集運搬費用には含まれていない。

しかしながら、これらの経費は、ステーション回収では発生しないコストであり、粗大ごみを収集するために発生する経費であるから収集費用に含めることが妥当であると考えられる。

このため、次回のごみ処理手数料を含む市の公共料金の見直し時においては、これらのコストも運搬収集費用に含め、粗大ごみ収集手数料の見直しを検討されたい。

ウ ごみ処理手数料の定期的な見直しの実施状況について（意見）

ごみ処理手数料を含む市の公共料金は、原則 4 年ごとに見直しをすることが市の基本方針であるが、ごみ処理手数料は、平成 13 年の粗大ごみ戸別収集有料化

開始時以後見直し作業を行っていなかった。

6町村との合併や、渡刈クリーンセンターの稼働によりごみ処理手数料の算出根拠が決算前に提出できなかったことが原因である。

しかしながら、ごみ処理手数料の根拠がその後算出されたにも関わらず、市のごみ処理手数料の見直しが原則4年ごとであるという理由で4年後まで見直しを待つというのは、手数料改定の適時性の観点からは適切ではない。

今後は、4年ごとの見直しができない場合であっても、次の4年後まで待つのではなく、見直しができる状態になり次第、適時にごみ処理手数料見直しを検討することが望ましい。

3 ごみの減量及び資源化関連

(1) 生ごみ処理機器購入費補助金制度について

生ごみ処理機器の使用状況の調査について（意見）

補助金により購入された生ごみ処理機器が、適切に使用され生ごみの減量化に貢献しているかどうかのアンケート調査の回答率をみると、平成21年度から平成24年度までの平均で約49%にとどまっている。

アンケートに協力をお願いする旨等を補助金交付用紙に記載する等の工夫をすることによりアンケートの回答率を上げるとともに、アンケートの実施時期を早め、適時に利用実態をつかむことを検討されたい。

(2) 再生利用が可能な資源の集団回収事業について

ア 報奨金（回収量に比例する部分）の定期的な見直しについて（意見）

協力団体に支払われる報奨金については、過去から金額の見直しを実施しておらず、定期的な見直しの機会を設けていないが、報奨金のうち回収量に比例する部分については、ある程度、市況と連動させ、市況の悪い時は報奨金を手厚くし、市況の良い時は報奨金を少なくすることが制度目的から適当と考えられる。

このため、回収量に比例する部分の報奨金について、市況との関係を整理し、明確な見直し基準を設け、適時に改定することを検討されたい。

イ 報奨金（2品目以上の回収で加算される部分）の効果について（意見）

協力団体に交付される報奨金については、2品目以上の回収で2,000円が加算される部分があり、その交付目的は回収量の増加である。しかしながら、協力団体に交付される報奨金については、基本的に回収品目全てが回収量に比例する報奨金の支給対象であるため、2,000円の報奨金の有無が、回収量の増加にそれほど結びつくものではないと推定される。

このため、今後はより多くの住民が資源回収に貢献でき、回収量がより増加するような回収方法に対して報奨金を支給するなど、報奨金の支出基準についても工夫することが必要である。

ウ 補助金（回収量に比例する部分）の定期的な見直しについて（意見）

回収業者に支払われる補助金については、その制度趣旨から、支給対象は売却が困難な雑誌と古布に限定し、また、その補助金の交付金額自体も、市況の影響を受けると市は考えている。

一方で、補助金の交付基準と市況との関係が明確に規定されていない。また、雑誌については、再生用古紙相場の直納問屋への売値（東海地区並値）の推移を見ても、雑誌の売却単価がダンボールの売却単価よりも高い時期もある。

以上から、回収量に比例する部分の補助金について、古紙相場に連動した補助金の水準及び支給対象範囲の見直しを定期的実施し、補助金交付要綱にも定期的な見直しについて明記することが必要である。

エ 2品目以上の回収で加算される報奨金及び小規模回収に関する補助金交付時のチェックについて（指摘）

協力団体に交付される報奨金には、2品目以上の回収で加算される部分があり、集団回収事業報奨金交付要綱には、「2品目以上の集団回収を行った場合は、1回当たり2,000円の報奨金を加算」、「1団体1回当たり2,000円」と規定されている。

このため、1つの協力団体が同日に複数の回収拠点で集団回収を行った場合でも、報奨金又は補助金は最大2,000円しか加算されない。

しかしながら、集団回収事業報奨金の支払に関する決定書及び集団回収事業補助金交付要綱に基づく補助金の支払に関する決定書の平成24年6月分及び12月分を閲覧したところ、複数の回収拠点ごとに報奨金及び補助金が支払われていた事例が1件ずつ検出された。

この事例は、協力団体が500以上あり、市に提出された回収業者からの取扱伝票の確認作業が煩雑であったこと及び交付要綱等に記載されている交付基準が曖昧で、取扱伝票の発行単位に関して協力団体と回収業者の誤解を招いたことが原因で発生したと推定される。

現在の報奨金及び補助金の交付要綱の記載方法について、集団回収の活動実態を参考に、より誤解の少ない具体的な記述に修正する必要がある。また、市が誤解のないように具体的な説明を行うことも必要である。さらに、報奨金及び補助金の交付時のチェックについても、膨大な取扱伝票をより効果的かつ効率的に確認できるようにするため、チェックのポイントをまとめたチェックマニュアルを作成し、後任者に引き継いでいくような体制を構築することが必要である。

オ 協力団体の登録時のチェックについて（指摘）

協力団体に対する報奨金のうち2品目以上の回収で加算される部分も、回収業者に対する補助金のうち3,000kg未満の小規模回収で加算される部分も、協力団体1団体1回当たりで判断され、報奨金及び補助金が支給される。

集団回収事業報奨金の支払に関する決定書及び集団回収事業補助金交付要綱に基づく補助金の支払に関する決定書の平成24年6月分及び12月分を閲覧したところ、登録単位が活動実態と一致しておらず、形式的には報奨金及び補助金の交付要綱に準拠しない事例が1件あった。

以上から、協力団体の登録時に、市が登録団体の活動実態を十分に理解した上で、その登録単位が活動実態に照らして適切であるかどうかをチェックする体制を構築することが必要である。

（3）リサイクルステーション別の収支把握について

リサイクルステーション別の収支把握について（意見）

市においては、リサイクルステーションの設置箇所別の収支状況を把握していなかったが、箇所別及び品目別の回収実績又は関連する業務の契約書等から算定することができる。

リサイクルステーションの最適な運営（新規設営又は廃止の適切な意思決定、資源化数量の最大化及び運営コストの最小化）、更には、家庭系資源ごみの回収及び集団回収というリサイクルステーション以外の回収方法も加味した資源化事業全体としての資源ごみ回収の適正な運営のために、リサイクルステーション別の収支の年度ごとの把握及び確認が必要であると考えられる。

(4) リサイクルステーション資源収集運搬業務委託について

業務委託に係る積算単価について（意見）

(ア) 積算単価の算定根拠について

A社に委託しているリサイクルステーション資源収集運搬の業務委託の単価について、明確な積算根拠がなかった。当該業務は随意契約であるため、契約の締結に当たり競争性がないことから、委託金額の積算及び検討については、より慎重な対応が求められる。

(イ) A社に委託している他の業務との関係について

A社に対しては、家庭系ごみの豊田地区リサイクル資源回収運搬業務及び豊田地区資源回収容器配布業務を委託している。当該2つの委託業務は、A社の所有する同じ車両及び運転手によって実施される場合があるため、人件費、車両関係費等の積算については、双方の委託業務を総合的に勘案し検討する必要がある。

(5) リサイクルステーションの古紙等資源回収業務委託及び売払いについて

ア 古紙等資源回収業務委託金額の決定方法について（意見）

リサイクルステーション古紙等資源回収業務委託については、予定価格が前年の委託金額を参考に作成されており、単価について詳細な積算は行われていなかった。

当該業務は随意契約のため、業務の委託に当たり競争がないことから、予定価格の算定に当たっては詳細な積算を実施し、詳細な見積根拠を入手した上で委託金額について検討すべきである。また、古紙等資源回収業務報告書には回収場所と品目別の回収数量が記載されているのみであるが、回収業務に掛かった実績時間等を把握し、次年度の予定価格に反映させていくべきであると考えられる。

イ 古紙等の物品売払い契約について（意見）

平成24年度の古紙等の物品売払い契約における売払い単価は、常に市場価格を下回っている状況にある。

当該業務は随意契約であり競争性がないことから、売却単価の決定に当たっては過度に安価な金額とならないよう、慎重な検討が必要である。

(6) リサイクルステーションにおけるペットボトル圧縮回収機の賃借について

ペットボトル圧縮回収機について（意見）

設置場所、現場での運用状況及びペットボトルの資源化率に対する効果の観点から、リサイクルステーションにおけるペットボトル圧縮回収機の設置については、今後の事業見直し時に検討されることが望ましい。

(7) 金属ごみ等のリサイクルに関する業務委託について

積算単価について（意見）

金属ごみ等のリサイクルに関する業務委託は随意契約であり、価格の設定については、競争相手がいないことから特に慎重な検討が必要になるが、その単価については、平成 22 年度から平成 24 年度まで変更がなく、当初の積算根拠資料も保管されていなかった。積算根拠資料を入手し、その内容の妥当性についての検討が行われるべきであると考えられる。

(8) 有害ごみ破碎及び処分業務委託について

積算単価について（意見）

有害ごみ破碎及び処分業務委託は随意契約であり、価格の設定については、競争相手がいないことから特に慎重な検討が必要になるが、その単価については、平成 22 年度から平成 24 年度まで変更がなく、当初の積算根拠資料も保管されていなかった。積算根拠資料を入手し、その内容の妥当性についての検討が行われるべきであると考えられる。

(9) 緑のリサイクルセンターの運転管理業務の契約形態について

随意契約及び再委託の必要性について（意見）

平成 24 年度の緑のリサイクルセンターにおける支出金額に対する随意契約に

よる運転管理業務委託料の支出金額の割合は、79%と高率であった。受託者である公益財団法人豊田加茂環境整備公社（以下「豊田加茂環境整備公社」という。）は、その中心作業をA社及び派遣会社に再委託しており、豊田加茂環境整備公社による利益部分の積み増しや、市の直接的なモニタリング機能が希薄となることから、業務の効率性及び合理性が阻害される要因となり得る。

今後においては、経費の削減及び市の直接的なモニタリング機能の強化による業務の効率性及び経済性を伴った執行を確保するために、より競争性を図ることができる契約手法の導入を検討されたい。

(10) 緑のリサイクルセンターにおける豊田加茂環境整備公社への委託金額について

ア 人員配置の効率性について（意見）

緑のリサイクルセンターでは現場作業員7名、事務作業員が4名常駐し、作業を実施している。

現場視察を実施した結果、緑のリサイクルセンターでの計量業務は、1名の人員で作業が可能である時間帯が比較的多いと考えられる。

ピーク時の影響を考慮すれば、現在の人員配置は必要であるという考えもあろうが、時間帯による影響及び季節的変動を加味した全体としての事務所内及び計量室内の人員配置を再検討し、より一層の効率化を検討されたい。

イ 委託料の積算価格について（意見）

緑のリサイクルセンターにおける運転管理業務の積算については、ごみ焼却施設を対象にした、公益社団法人全国都市清掃会議が発行している「廃棄物処理施設維持管理業務積算要領」（以下「積算要領」という。）を参考としている。平成23年度から平成25年度の委託費積算書と積算要領を照合又は比較した結果、運転管理費、技術経費等について相違が見られた。

合理性の観点から、毎年度継続した積算方法で統一すべきであり、今後はその点を徹底されたい。

ウ 車両の賃貸借契約について（意見）

関連書類を通査した結果、市が保有している車両を貸し出し、貸出金額を委託契約の積算価格に上乘せし、同額の貸付料収入を受けていることが判明した。実態は、無償で貸し付けていることと変わりがなく、書面上のやり取りのみである。

上記のように形式的に賃貸借契約を締結しているのみでは、かえって事務手続を非効率とし、また、委託費の中に織り込むことで委託金額が膨らんでいるように見えてしまい、積算価格の透明性を阻害しかねない。

このような要因を軽減させるために、当該車両の賃貸借契約の必要性を検討されたい。

(11) 緑のリサイクルセンター清掃費過年度国県支出金返還金について

交付金申請書類の精査体制について（意見）

緑のリサイクルセンター建設事業において、平成 20 年度から平成 22 年度までの間に国の循環型社会形成推進制度を活用し、国からの補助金を得ていたが、平成 24 年度に補助金 80,648,000 円の返還が生じていた。経緯としては、申請の事務処理を愛知県が実施しており、市としては愛知県の確認を受けた上で、申請書類の提出をしたものの、申請内容に交付対象外のものが含まれていたことが原因である。

市としても申請者である以上、補助金の交付対象であるかの確認を網羅的に実施することが必須であり、今後はより一層の申請書類のチェック体制の整備を図ることが望まれる。

4 ごみの中間処理施設関連

(1) 渡刈クリーンセンターの運転管理業務委託について

運転管理業務委託に係るコスト分析について（意見）

渡刈クリーンセンターの運転管理業務委託については、平成 24 年度から 5 年間の複数年契約が締結されているが、市においては、前年度とのコスト比較及び契約締結時に試算したコスト削減効果の達成度合いの評価を実施していない。

よって、市として複数年契約の締結を行うに際して試算したコスト削減効果の達成度合いを年度ごとに定量分析されることを検討されたい。

(2) 渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントの処理量について

ア 藤岡プラントに係る将来計画について（意見）

市のごみ削減目標に照らせば、今後、焼却処理量は減少していくことが予想される。このような状況から、藤岡プラントを存続させるか、又は藤岡プラントを廃止し渡刈クリーンセンターのみで焼却処理を行っていくかの意思決定が、将来的には必要となってくると考えられる。

そこで、藤岡プラントを継続していくことによるコストと藤岡プラントが廃止された場合に発生するコストの試算を実施することが必要となってくると考えられる。

コストを試算し情報の蓄積を図っておくことは、将来の意思決定に際して有用な判断要素となり得る。このため、藤岡プラントの将来計画の検討に際しても、このようなコストの試算を実施することを検討されたい。

イ 渡刈クリーンセンターと藤岡プラントの搬入調整について（意見）

藤岡プラントは、稼働から 19 年余り経過しており、施設維持コストは今後も増加していくことが予想される。

一方で、渡刈クリーンセンターでは、発生電力に余剰がある場合に、その余剰電力の売却を行っていることから、渡刈クリーンセンターへの搬入を増やすことによって、効率的な発電が行われ、結果として売電収入の増加につながる可能性がある。

以上から、施設維持コストの試算及び売電収入の増加見込みの試算を実施し、収集範囲の見直し等の搬入調整を検討されたい。

(3) 渡刈クリーンセンターにおける環境保全手当について

豊田市職員特殊勤務手当規則について（意見）

渡刈クリーンセンターにおいては、特殊勤務手当が支給される業務が存在する（操作手が行う機械操作業務及び操作手が常態的に行う保守業務）。しかし、操作手が常態的に行う保守業務については、実際の業務は実施していない。

今後、当該業務を市の職員が実施し、特殊勤務手当が支給されることはないと考えられるため、特勤手当規則の規定を実態に即したものに改正することを検討されたい。

(4) 藤岡プラントにおける誘引通風機緊急修繕について

誘引通風機緊急修繕工事の再委託について（意見）

藤岡プラントについては、随意契約によりプラントの施工業者との間で、平成24年8月から平成24年9月までを工期とする誘引通風機緊急修繕に関する工事請負契約が締結されている。請負者は、市へ工事下請負届を提出し工事を再委託している。

なお、市は一括下請の防止措置については、土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事並びに工作物等の移転及び除去の工事に要するもの（以下「工事案件」という。）と、本体の維持管理及び現状復旧を目的とするもので、備品の修繕及び部品の取替えのための費用又は家屋等の小修繕で、工事の概念に入らないもの（以下「修繕案件」という。）で、別々の運用がなされている。

市としては、工事案件については、「一括下請負チェックシート」を作成し、元請負人の実質的な関与を確認している。一方で、修繕案件については、工事下請負届の確認及び監督員による現場立会いの方法から、元請負人の実質的な関与を確認することとどまっている。

修繕案件である当該誘引通風機緊急修繕工事についていえば、元請の直接施工がなく、工事案件であれば「一括下請負チェックシート」を用いた運用の対象に該当すると考えられる。

一括下請負を防止し、入札金額の適正性を担保する観点から、工事案件に限らず、修繕案件についても「一括下請負チェックシート」を用いた運用を実施することを検討されたい。

(5) 清掃業務委託及び樹木管理業務委託の契約形態について

ア 清掃業務委託の契約形態について（意見）

渡刈クリーンセンターにおける清掃業務委託については、一般競争入札となっている。一方、藤岡プラントにおける清掃業務委託については、指名競争入札となっている。

渡刈クリーンセンターと藤岡プラントの清掃業務実施内容に大きな相違はなく、渡刈クリーンセンターと藤岡プラントの清掃委託業務の契約形態を異なるものにする必要性は乏しいといえる。

以上から、渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントの清掃業務委託契約形態の統一を検討されたい。

イ 清掃業務委託及び樹木管理業務委託の委託期間について（意見）

渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントの清掃業務委託及び樹木管理業務委託の委託期間は、おおむね 1 年であり、単年度での業務委託契約となっている。単年度ごとの契約ではなく、長期継続契約とすれば、契約に係る事務コストの削減が期待できる。

複数年による業務委託契約を締結することにより、長期にわたる安定したサービスを受けること及び単年度契約に比べて低額で契約することについて検討されたい。

（6）一般廃棄物の処理手数料の設定について

一般廃棄物処理手数料の設定について（意見）

事業系廃棄物の持込みについては、事業者が利益を生み出すための経済活動を行ったことにより発生するものであり、利益を獲得するために必要なコストとして、事業者が処理コストを負担すべきものと考えられ、現行の事業系廃棄物の一般廃棄物処理手数料の水準について、再検討されたい。

（7）中間処理施設における古紙類の処理について

ア 中間処理施設に持ち込まれた古紙類の取扱いについて（意見）

渡刈クリーンセンターに誤って古紙類を持ち込んだ市民は、近隣のリサイクルステーションに再搬入が必要となり、藤岡プラントに誤って古紙類を持ち込んだ市民は、リサイクルステーションへの再搬入が必要ないといった相違がある。

今後は、藤岡プラントにリサイクル可能な古紙類が持ち込まれた場合であっても、リサイクルステーションへの再搬入を依頼するといった対応を検討されたい。

イ 古紙類処理の告知について（意見）

藤岡プラントでは、古紙処理の業務委託が行われている。当該処理の業務委託は単価契約であり、リサイクル可能な古紙類の持込みが減少すれば、市としての支出も削減される。

そこで、持込みを検討している市民及び事業者に広く内容を告知し、リサイクル可能な古紙類の中間処理施設への持込みを減少させるため、中間処理施設にお

けるホームページに古紙類に関する処理の詳細な内容の記載を検討されたい。

5 最終処分関連

(1) グリーン・クリーンふじの丘の埋立計画の妥当性について

ア 埋立計画の妥当性について（意見）

市は、現在グリーン・クリーンふじの丘（以下「グリーン・クリーン」という。）に搬入する一般廃棄物とは別に、一部の一般廃棄物を豊田加茂環境整備公社の運営する御船処分場に持ち込み、最終処分を委託しているが、現状のグリーン・クリーンの埋立状況は、御船処分場に持ち込む分を除いて計画を達成しており、これにより50年という運営期間を見積もっている。

市の一般廃棄物処理基本計画（平成25年3月）の実施スケジュールでは、グリーン・クリーンについての施策及び事業の内容として「第1期が計画通りの埋立であるため、第2期の計画を立案する」とあるが、御船処分場の埋立率がすでに70%を超えていることを考慮すると、グリーン・クリーンを50年間運営させるという埋立計画の達成可能性について、今一度検討の余地があると考えられる。

イ 御船処分場への廃棄物搬入について（意見）

現状、御船処分場への廃棄物の持込みに関しては、前年の搬入実績を基に予算を設定し、当該予算の範囲内で搬入を行っている。

市と豊田加茂環境整備公社が処分場の効果的な運営について連携し、グリーン・クリーン延命化の施策の1つとして現状設定されている予算を拡大し、御船処分場へ搬入する一般廃棄物の量を増やすという施策の実行可能性を探っていくことが望ましい。

(2) 脱塩設備の利用について

ア 今後の設備の利用方法について（意見）

グリーン・クリーンでは、埋立地から浸透した浸出水をきれいな水にする施設を保有し、浸出水の処理を行っている。

当該処理施設の設備の中に、脱塩処理設備と濃縮塩水処理設備があるが、グリーン・クリーンの現地視察を行った際に、これらの設備が現在稼働されていない

事実を確認した。

現状は、万一に備えて費用を掛けてメンテナンスを行うという管理状況であり、設備を有効に利用できていない状況である。多額の支出で設置した設備であるため、何か有効利用できる施策を市として検討することが望ましい。

イ 設備等の取得に際しての検討（意見）

今後、設備の取得の際には、利用方法や利用に付随して発生する影響及び導入の是非を慎重に考慮して意思決定を行うことが望ましい。

脱塩処理設備のように、総額で 570,000 千円もの大型設備の導入案件は頻繁にあることではないと思われるが、想定外の支出や当初の目的の達成に支障が出るような事態を事前に回避するためにも、意思決定の段階でのチェックの徹底が望まれる。

（3） 勘八処分場における委託事業について

ア 包括的契約の妥当性について（意見）

勘八処分場の維持管理業務について、平成 24 年度までは随意契約で E 社にて管理が行われていたが、平成 25 年度からは同じく随意契約で F 社がグリーン・クリーンを含めた包括的管理を担うこととなった。

包括的契約を行うことに一定の合理性は認められるものの、これにより豊田市の処分場に係る維持管理業務が全て F 社によって行われることとなる。

合理的理由の有無にかかわらず、ある特定の業務が 1 社によって独占的に行われている状況下では、一種のなれ合いが生じるおそれがあるため、これを防ぐために数年間に一度外部の専門家等を招き、F 社の業務について総合評価を行うことが望ましい。

イ 随意契約の根拠条文について（意見）

グリーン・クリーンふじの丘包括的運転維持管理業務委託に関する見積徴収執行調書においては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき「必要とする技術力を有する者が他にいないため」という理由で F 社を選定している。

しかし、今回 F 社と契約を締結することとなった背景には、人工を減らして維持管理費用を下げる意図があり、F 社を選定する根拠としては、同項第 6 号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」が該当するものと考えられる。

以上から、現状第2号を根拠に選定理由を記載しているが、同項第6号を根拠として選定する旨の記載をすることが望ましいと考えられる。さらに、F社を選定するに至った背景やF社を選定することで削減できる経費の額を具体的に記載することが望ましい。